



ブラックロック・世界株式インパクト投資ファンド(DC) (愛称: ^{あした}明日をつくる)

追加型投信 / 海外 / 株式

投資信託説明書(交付目論見書) 2024年1月20日

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- ブラックロック・世界株式インパクト投資ファンド(DC)(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年1月19日に関東財務局長に提出しており、2024年1月20日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)については、委託会社のホームページにて閲覧いただけます。また、投資信託説明書(請求目論見書)は、ご請求に応じて販売会社を通じて交付いたします。なお、ご請求いただいた場合には、その旨をご自身で記録をしておいてください。
- 当ファンドの投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。
- 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式))	年1回	グローバル(日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(www.toushin.or.jp/)にてご覧いただけます。

委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

ブラックロック・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第375号

設立年月日: 1988年3月11日 資本金: 31億2,000万円 運用する投資信託財産の合計純資産総額: 11兆8,375億円(2023年10月末現在)

<当ファンドの詳細情報の照会先>

当ファンドの詳細情報については、以下にお問い合わせください。

電話番号: 03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00) ホームページアドレス: www.blackrock.com/jp/

受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

みずほ信託銀行株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1

ブラックロック・グループのグローバル・インパクト投資戦略により、長期的なトータル・リターンの最大化を目指します。

インパクト投資とは…

社会問題の解決(社会的インパクト)と投資収益の双方を追求する投資手法です。

インパクト投資のイメージ

社会問題の解決



投資収益

2



国際連合が定める“持続可能な開発目標(SDGs)”の達成を促進すると考えられる製品やサービスを提供する企業の株式等に投資します。

- 社会や環境問題の解決を目指すSDGsに沿った社会的インパクトの達成と投資収益が期待できる株式等に厳選して投資を行います。
- 先進国に加え、新興国の株式等に投資を行います。
- ブラックロック・グループが運用する投資信託証券を通じて、投資を行います。「ブラックロック・ファンズI ICAV(BF1 ICAV) ブラックロック・グローバル・インパクト・ファンド」を主要投資対象ファンドとします。なお、主要投資対象ファンドは後述の運用プロセスに基づき、原則としてインパクトを主要な要素として選定した投資対象に信託財産を投資します。なお、主要投資対象ファンドは次ページに記載の運用プロセスに基づき、原則としてすべての信託財産をインパクトを主要な要素として選定した投資対象に投資することを旨とします。

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals エスディーゼーズ)とは…

2030年までの達成を目指した、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標です。持続可能なより良い社会を目指すために、地球規模で取り組むべき「人・社会・環境」に関する普遍的な17の目標が設けられています。

当戦略では、社会と環境をめぐる世界の重要課題への投資可能なソリューションとして9つのテーマを取り上げています。こうしたテーマは、地球と人に大別されます。

人々		地球
	低価格住宅の提供 教育と職業訓練 金融とデジタル・インクルージョン 公衆衛生 安全性とセキュリティ	効率化、電化、デジタル化 グリーンエネルギー 汚染の改善や防止 持続可能な食糧、水、廃棄物 

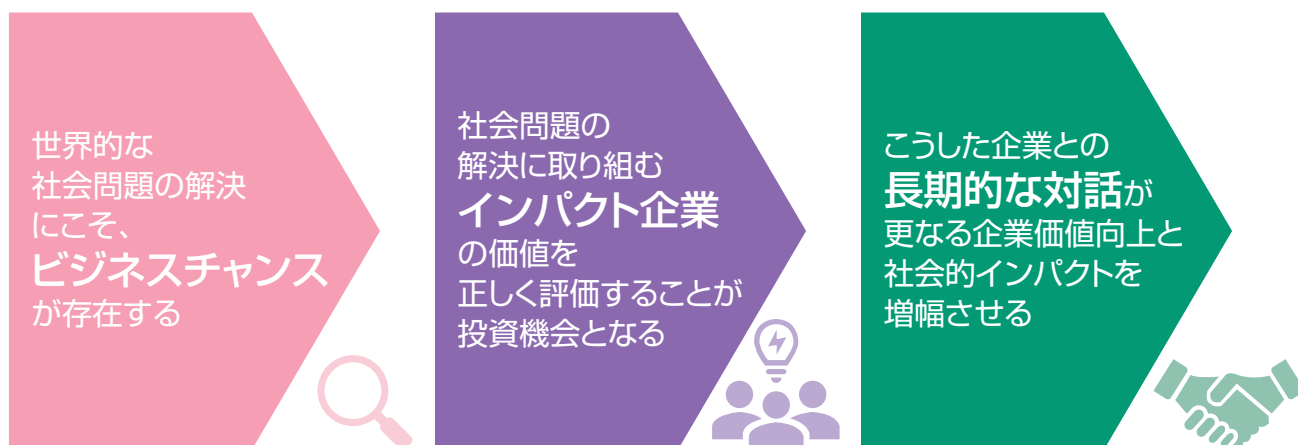
※上記は、開発目標の一部を例示したものであり、全てを網羅するものではありません。また、今後変更となる場合があります。

3

実質的な外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

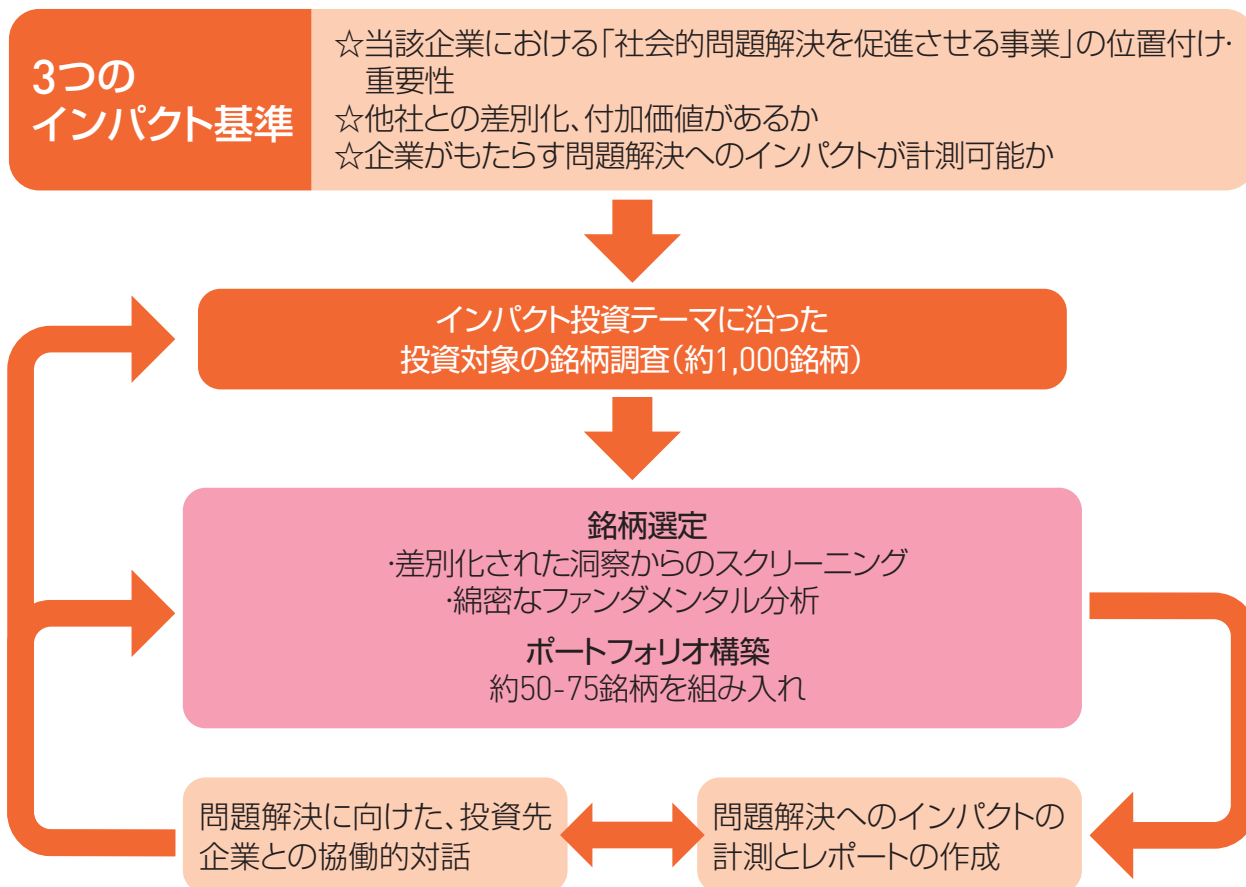
運用哲学（主要投資対象ファンドの運用哲学）

ブラックロックが考えるインパクト投資戦略とは…



※ 上記は、イメージ図です。今後変更となる場合があります。

運用プロセス（主要投資対象ファンドの運用プロセス）



国際金融公社(IFC)が策定を主導したインパクト投資の運用原則(Operating Principles for Impact Management(OPIM))を順守した運用プロセスを用いた運用を行います。なお、OPIMの署名機関には年次開示が義務付けられています。ブラックロックの開示報告書と第三者認証につきましては、ウェブ上の“Operating Principles for Impact Management-BlackRock Disclosure Statement”をご参照ください。詳細は以下のリンク先の項目「インパクト投資の運用原則等」からご覧いただけます。
(<https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/strategies/sustainable-investing/information>)

ESGを運用プロセスにおいて勘案する際の制約要因やリスク

上述のESG要素を運用プロセスにおいて勘案する際の制約要因やリスクについては、後述の「投資リスク」に記載しております。

- ※ 上記の投資対象銘柄数は、今後変更になる可能性があります。
- ※ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ※ 主要投資対象ファンドの運用プロセスは変更となる場合があります。

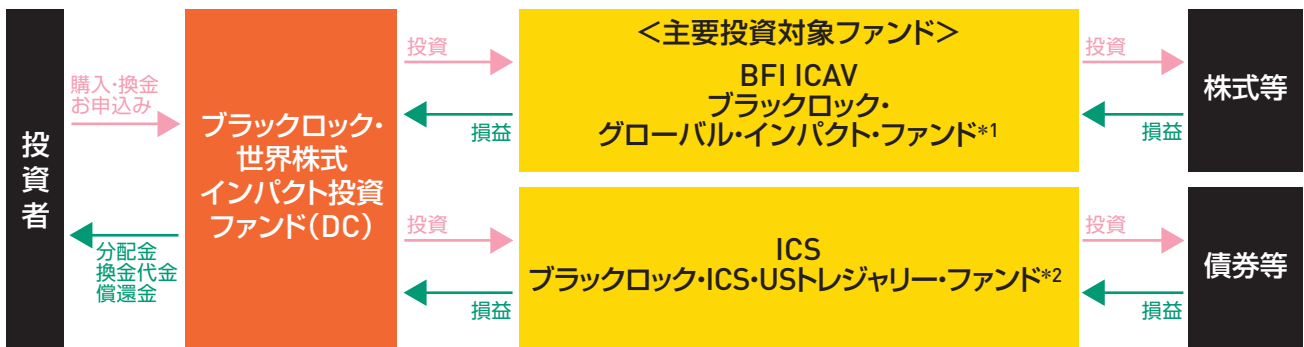
ブラックロックのインパクト戦略で使用する業界枠組みとタクソノミー

ブラックロックは、インパクトの評価・管理にあたり、ベスト・プラクティス方式を導入しています。業界の主要な枠組みを可能な限り取り入れ、かつブラックロックの投資プロセスに最も適した枠組みを採用しています。インパクト評価においては、グローバル・インパクト投資ネットワーク(GIIN)が開発した測定ツール「IRIS+」を評価指標として活用し、インパクト・マネジメント・プロジェクト(IMP)が提唱する「インパクトの5つの側面(What、Who、How Much、Contribution、Risk)」に沿って評価を行います。また、投資先企業について、国連による持続可能な開発目標(SDGs)とターゲットへのマッピングを行います。*詳細は以下のリンク先の項目「インパクトの評価・管理について」をご参照ください。なお、当戦略における社会的インパクトの達成状況は年次の「インパクト・レポート」にてご報告しております。*詳細は以下のリンク先の項目「グローバル・インパクト・レポート」をご参照ください。

(<https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/strategies/sustainable-investing/information>)

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



*1 正式名称は「ブラックロック・ファンズI ICAV ブラックロック・グローバル・インパクト・ファンド クラスI投資証券(円建て)」です。

*2 正式名称は「インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplcブラックロック・ICS・USTレジャーリー・ファンド エージェントクラス投資証券(米ドル建て)」です。

主な投資制限

- 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

分配方針

年1回の毎決算時(原則として10月20日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価損益を含みます。)等の全額を分配対象額の範囲として分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※ 基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様にご帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

■ 株価変動リスク

世界の株式に投資します。したがって、世界の経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 為替変動リスク

外貨建資産に投資します。原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ カントリー・リスク

世界の株式に投資します。

投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、株式の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

また、エマージング(新興)市場の発行体が発行する株式に投資します。

エマージング諸国の経済は、先進諸国に比べて不安定であり、その株式市場を取り巻く社会的・経済的環境はより不透明な場合が多く、エマージング諸国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。したがって、先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に価格が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 中小型株式投資のリスク

株式市場平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さい企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

■ 債券投資のリスク

債券へも投資を行います。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドの投資対象ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

■ ESGを運用プロセスにおいて勘案する際の制約要因やリスク

投資対象企業の環境、社会およびガバナンス特性に係る評価に際し、第三者プロバイダーが提供するデータを含む複数のデータを活用します。当ファンドで使用される評価基準は、他のESGファンドが適用する基準と異なる場合があります。また、企業開示が不十分であるなどの理由から入手できるデータや情報が不完全である可能性があります。

ESGの評価に基づく銘柄組み入れおよび除外基準により、ESG特性を考慮しないファンドと比較して異なるパフォーマンスを示す可能性があります。また投資機会や投資対象となる銘柄が制限される可能性があります。

その他の留意点

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ◆流動性リスクに関する事項
当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク(流動性リスク)があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。
 - ・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合
 - ・主要投資対象とするファンドの購入・換金に制限がかかった場合※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。
- ◆収益分配金に関する留意点
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

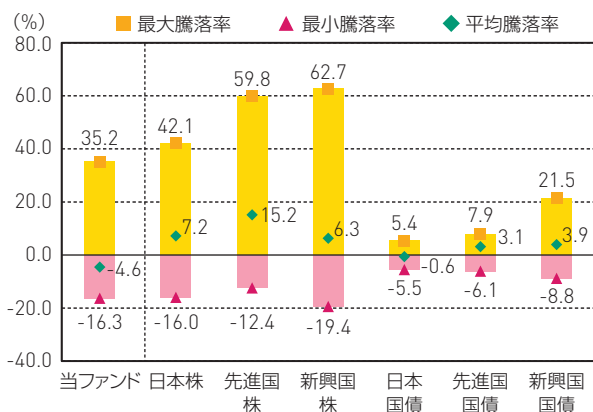
リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク(流動性リスクを含む)が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

(参考情報)

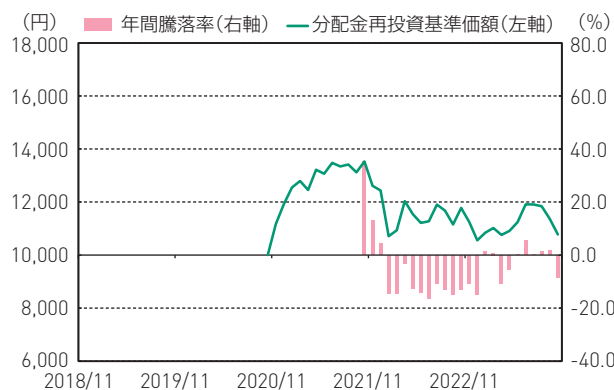
当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年11月～2023年10月)



当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2018年11月～2023年10月)



※上記グラフは、過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

※各資産クラスの指数

- 日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株…MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
 - 新興国株…MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)
 - 日本国債…NOMURA-BPI国債
 - 先進国国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国国債…J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

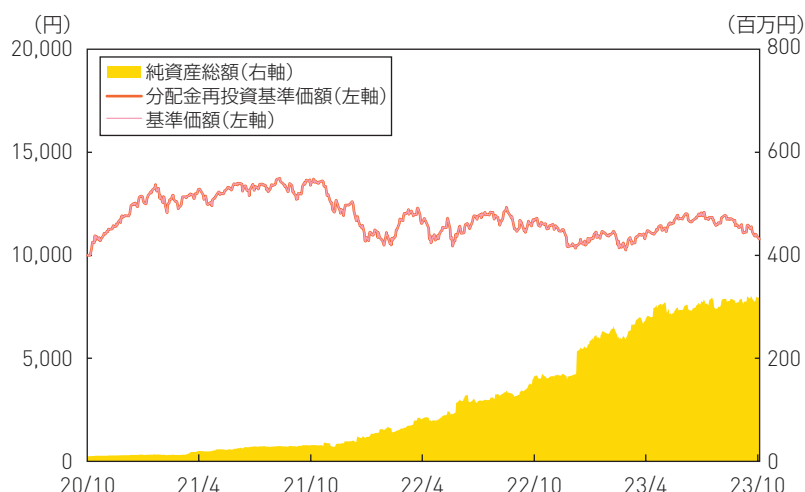
<各指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

運用実績

2023年10月末現在

基準価額・純資産の推移



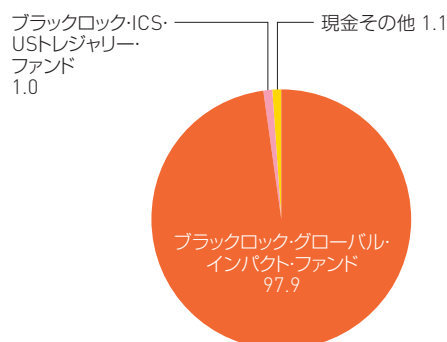
※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

設定来累計		0円
第1期	2021年10月	0円
第2期	2022年10月	0円
第3期	2023年10月	0円

主要な資産の状況

組入資産別構成比率(%)*



* 比率は対純資産総額
 * 四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

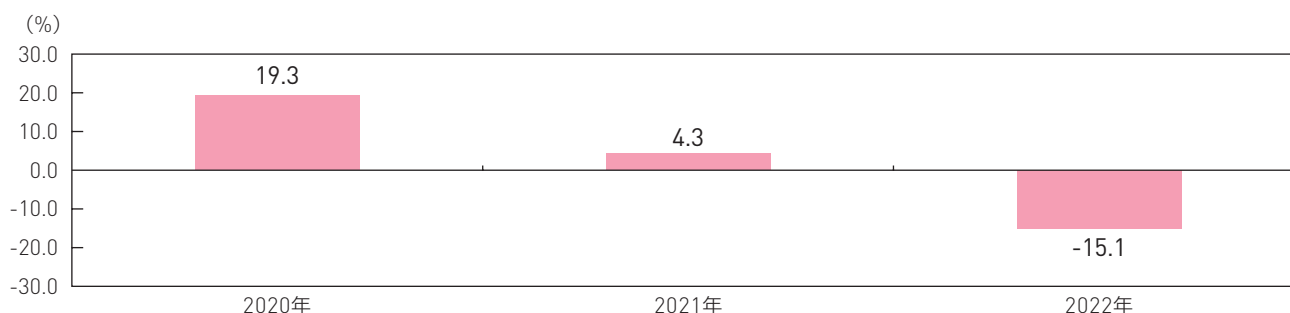
組入上位10銘柄(%)*

	銘柄名	比率
1	BANK RAKYAT INDONESIA (PERSERO) TBK PT	3.5
2	ICF INTERNATIONAL INC	3.5
3	STRIDE INC	3.1
4	CROWN HOLDINGS INC	2.8
5	PEARSON PLC	2.7
6	VEEVA SYSTEMS INC	2.6
7	ROYALTY PHARMA PLC	2.6
8	RELX PLC	2.4
9	MERCADOLIBRE INC	2.3
10	INSTRUCTURE HOLDINGS INC	2.2

* 比率は「BFI ICAV ブラックロック・グローバル・インパクト・ファンド」の純資産総額に対する割合

年間収益率の推移

※2020年は設定日(10月30日)から年末までのファンドの収益率を表示しています。
 ※ファンドの年間騰落率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。
 ※当ファンドにベンチマークはありません。



※運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	分配金の受取方法により、<一般コース>と<累積投資コース>の2つのコースがあります。購入単位および取扱いコースは、販売会社によって異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	換金単位は、販売会社によって異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金代金は原則として、換金受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社により異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2024年1月20日から2024年7月19日まで ※期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口の換金の申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付不可日	以下に定める主要投資対象ファンドの休業日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入・換金は受けません。 ・ アイルランド、米国、英国の銀行の休業日 ・ その他の受付不可日
購入・換金申込受付の 中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、主要投資対象ファンドの取引停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。
信託期間	無期限(設定日：2020年10月30日)
繰上償還	当ファンドは、換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはファンドを償還させることが投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。
決算日	10月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 <累積投資コース>を選択された場合の収益分配金は、税引き後自動的に無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	信託金の限度額は4,500億円とします。 ※当ファンドの運用戦略に適した運用規模・運用効率を勘案し、市場環境や資金流入の動向に応じて信託金の限度額を下回る段階で購入申込の受付を停止する場合があります。
公告	投資者に対してする公告は、電子公告により次のアドレスに掲載します。 www.blackrock.com/jp/
運用報告書	毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除または益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	ありません。		
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		(各費用の詳細)	
運用管理費用 (信託報酬)	【実質的な負担】 ファンドの実質的な運用管理費用(A+B)は、ファンドの純資産総額に対して <u>年1.278%(税抜1.23%)程度</u> となります。		
	(A) ファンドの純資産総額に対して <u>年0.528%(税抜0.480%)</u> の率を乗じて得た額 ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときファンドから支払われます。		
	運用管理費用 の配分	(委託会社) 年0.0110%(税抜0.010%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価
		(販売会社) 年0.4895%(税抜0.445%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
		(受託会社) 年0.0275%(税抜0.025%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
(B) 主要投資対象ファンドの運用管理費用(投資対象ファンドから支払われます。) <u>年0.75%</u> (主要投資対象ファンドの保管費用等ファンドに係る全ての諸費用を含みます。)		—	
その他の費用・手数料	目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年0.11%(税抜0.10%)を上限として、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときファンドから支払うことができます。 ファンドの諸経費、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。 また、副次的投資対象ファンドの報酬等が別途投資対象ファンドから支払われます。 ※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。	<ul style="list-style-type: none"> • ファンドの諸経費：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等 • 外貨建資産の保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用 	

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

※運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

■ 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて購入の申込を行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2023年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

- ・直近の運用報告書の対象期間(2022年10月21日から2023年10月20日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②+③)	①当ファンドの費用の比率	②投資先ファンドの運用管理費用の比率	③投資先ファンドの運用管理費用以外の比率
1.37%	0.64%	0.72%	0.00%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれません。)です。

※①の費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

※①の費用と②③の費用は、計上された期間が異なる場合があります。

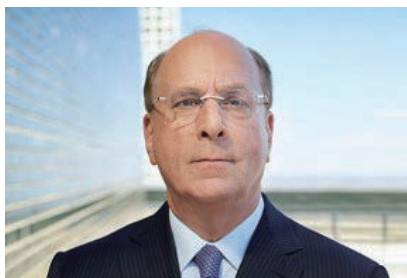
※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

追加的記載事項

主要投資対象ファンドの概要

ファンド名	ブラックロック・ファンズI ICAV ブラックロック・グローバル・インパクト・ファンド
形態	アイルランド籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(円建て)
投資目的および投資態度	ブラックロック・グループのグローバル・インパクト投資戦略により、長期的なトータルリターンの最大化を目指します。 主として、国連の持続可能な開発目標(SDGs)等が定める、社会や環境問題の解決を促進すると考えられる製品やサービスを提供する企業の株式等に投資を行います。 当ファンドは、純資産総額の80%以上を、先進国の企業が発行する株式ならびに株式関連商品(各種預託証券)に投資します。また、純資産総額の30%を上限として、新興国およびフロンティア諸国の企業が発行する株式等へ投資することがあります。 ブラックロックのインパクト投資専門チームが、個別企業について、独自のインパクト分析を活用して、ポートフォリオを構築します。
設定日	2020年3月31日
管理会社	ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド (副投資顧問会社 ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク)

ブラックロックのESG投資への取り組み



ブラックロック・インク
会長兼チーフ・エグゼクティブ・オフィサー
ラリー D. フィンク

ブラックロックの企業文化の根底にはお客様に対する受託者責任があります。そして、受託者として、サステナビリティを「投資の基軸」とすることが長期的なリスク調整後リターンの改善につながると確信しています。特に、気候変動がもたらす投資リスクを背景に大規模な資本の再配分が加速し、世界のリスク評価や資産価値に多大な影響を与えることになると考えています。ブラックロックは、サステナビリティをポートフォリオ構築、リスク分析、運用商品の設計、企業との対話における基軸とし、サステナブル投資のさらなる高度化に努めて行きます。

ブラックロック・グループの全社的なステewardシップ方針

ブラックロック・グループのインベストメント・ステewardシップチームは、各運用チームと連携しながら、以下のアプローチでステewardシップ活動を実施しています。詳細は当社ウェブサイトをご覧ください。

(<https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/strategies/sustainable-investing/information>)

- 1.投資先企業に対する対話(エンゲージメント)と議決権行使を行います。
- 2.お客様の利益最大化の観点から、投資先企業の企業価値の向上やESGの観点も踏まえた持続的成長を促すことで、ステewardシップ責任を果たすことを目指します。

※上記方針は、当ファンドにおける固有の方針ではなく、インベストメント・ステewardシップ部が行うエンゲージメントは、当ファンドの運用目標の達成を目的とするものでもありません。